

平成18年12月伊賀南部環境衛生組合議会第149回臨時会会議録

平成18年12月25日(月曜日)

議事日程

平成18年12月25日(月曜日)午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第12号 平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第13号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第14号 新清掃工場建設に伴う敷地造成工事変更請負契約の締結について
- 第7 議案第15号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 石井 政 | 梶田 淑子 | 樫本 勝久 | 勝矢 節義 | 中岡 久徳 |
| 中川 敬三 | 宮崎 由隆 | 山岡 耕道 | 山下 松一 | 吉住美智子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------|-------|
| 管理者 | 亀井 利克 | 副管理者 | 今岡 睦之 |
| 総務担当参事 | 伊藤 経人 | 収入役 | 森岡 繁一 |
| 事務局長 | 山北 政美 | 清掃工場建設担当部長 | 山崎 幸雄 |
| 総務担当参事 | 城山 廣三 | 総務室長 | 大西 昌男 |
| 業務室長 | 名和 健治 | 清掃工場建設室長 | 夏秋 佳生 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 書記長 | 黒岩 良信 | 書記次長 | 高嶋 和子 |
|-----|-------|------|-------|

書記

小島 敏孝

書記

岩本 靖之

午後 2 時開議

(議長山下松一議員席に着く)

議長 (山下松一) ただいまから平成 18 年 12 月伊賀南部環境衛生組合議会第 149 回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 (山下松一) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 85 条の規定により、中川敬三議員、梶田淑子議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長 (山下松一) 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長 (山下松一) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決しました。

日程第 3 諸般の報告

議長 (山下松一) 日程第 3、諸般の報告をいたします。監査委員から平成 18 年 10 月及び 11 月に執行した例月出納検査結果並びに平成 17 年度執行の定期監査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 4 議案第 12 号 平成 18 年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算 (第 1 号) について

議長 (山下松一) 日程第 4、議案第 12 号、平成 18 年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算 (第 1 号) についてを議題といたします。

議案を朗読させます。議会書記長。

(議会書記長が議案を朗読)

議長 (山下松一) 提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第12号、平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容は、職員の退職、人事異動等に伴います人件費の精査と各施設の維持管理経費等でございます。まず、歳出についてご説明申し上げます。

議会費の報酬につきまして、4,000円の増額でございます。総務費の一般管理費におきましては、職員1名分の退職手当等で、296万8,000円の増額でございます。次に、環境衛生費におきまして、収塵車管理費では、職員1名の退職等に伴う人件費の減額と、臨時職員採用による賃金の計上等によりまして差引520万9,000円の減額、ごみ焼却場費では、人事異動に伴う人件費の精査で、10万4,000円を減額いたしております。

最終処分場費では、人事異動に伴う人件費の精査と破砕分別委託料等で2,521万6,000円の増額を、し尿処理場費では、燃料費の高騰等に伴います燃料費を計上いたしまして700万円の増額をいたし、清掃工場建設費におきましては、人件費の精査により302万円の減額をいたしております。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、繰越金で5,067万2,000円、諸収入で、780万円を計上いたしております。その結果、名張市及び伊賀市にご負担いただいております分担金は、名張市分を2,820万4,000円、伊賀市分を341万3,000円それぞれ減額いたしまして、合わせて3,161万7,000円の減額といたしております。

これらによりまして、補正後の歳入歳出総額は、それぞれ48億9,845万5,000円となっております。以上が、今回、計上させていただきました、平成18年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定下さいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（山下松一） 本日の質疑は会議規則第43条の規定により質問回数は3回までとなっておりますのでその点よろしく願いしておきます。

これより質疑を行います。ございませんか。

宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） 歳出のほうです。ちょっとお聞きいたします。今、清掃工場が前議

会で建設にともなって付議されたところでございますけども、管理者が名張市長として対馬に視察も行かれたところでございます。又、伊賀市の議会においても人権同和・環境対策特別委員会の12名の議員構成のうち4名、そして議会事務局職員1名、伊賀市の職員が2名視察に行かれたところでございます。地元から色々な心配がございまして大丈夫かと。日本で唯一、三機工業の稼動しているごみ処理施設でございますけども今後、地元要望で現地に行きたいという時に伊賀南部環境衛生組合から予算を計上した中で、この補正予算を含めてこの財源は何処にあるのか。例えば地元から要望が出た場合に、そして地元要望が出ているのか。そのへんについてご答弁いただきたいと、まず最初に質問させていただきます。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場建設担当部長（山崎幸雄） 地元からの視察要望については、2地区から出ております。

議長（山下松一） 宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） それはいつ頃出て、書面で出ているのか、口頭で出ているのか、地元の多分区長さんだと思いますけれども出ているのか。いつ出て、いつ受理したのか。その事について、ご答弁をお願いいたします。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場建設担当部長（山崎幸雄） 12月20日に区長さんからいただいてございます。文章でいただいておりまして、今、決裁中でございます。

議長（山下松一） 宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） そうしたら、その文章を我々も見せていただくことは可能でございませうか。以上です。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場建設担当部長（山崎幸雄） 当然のことながら情報開示をさせていただきます。

議長（山下松一） 他にございせんか。

ないようでありますからこれを持って質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告が有りませんので討論を終結いたします。

これより、議案第12号について採決いたします。本案は、原案とおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

（議員全員起立）

起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第13号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議長（山下松一） 日程第5、議案第13号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長（山下松一） 議案を朗読させます。議会書記長。

（議会書記長が議案朗読）

議長（山下松一） 提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第13号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成8年3月に手数料に消費税を加算し、手数料を徴収する規定を加え、規則で定める日から施行することといたしましたが、地方公共団体の一般会計に係る業務に付きましては、消費税の納税額が生じないことから施行しておりませんでした。

名張市におきましても昨年12月議会で消費税に関する規定を削除いたしており、名張市に準じて事務処理を実施しております当組合におきましても消費税に関するこの規定を削除し、所要の整理を行なおうとするものでございます。以上が、今回、お願い申し上げる条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（山下松一） これより質疑を行ないます。

議長（山下松一） 質疑がないようでありますのでこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号について採決いたします。本案は、原案とおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 新清掃工場建設に伴う敷地造成工事変更請合契約の締結について

議長(山下松一) 日程第6、議案第14号 新清掃工場建設に伴う敷地造成工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

議長(山下松一) 議案を朗読させます。議会書記長。

(議会書記長が議案朗読)

議長(山下松一) 提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者(亀井利克) ただいま上程されました議案第14号、新清掃工場建設に伴う敷地造成工事変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、本年7月の第147回臨時会において議決をいただきました新清掃工場建設に伴う敷地造成工事につきまして、今回変更請負契約の締結をするための議会の議決をお願いするものでございます。

今回の変更につきましては、工事施工に伴い建設機械の走行が困難とされる軟弱地盤が判明したことから、その部分の土質の改良工事を実施する必要が生じたこと、又敷地の有効利用を図り、ゆとりある滑らかな動線を確保するため調整池部の大型ブロック工の積み上げ高さを変更したこと等により、工事金額の増額での変更契約となったものであります。

変更契約の内容といたしましては、当初契約金額から1,493万8,350円を増額し、請負金額としては1億8,608万8,350円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額886万1,350円に変更した内容で、株式会社フクシマと変更請負契約を締結しようとするものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(山下松一) これより質疑を行ないます。梶田淑子議員。

議員(梶田淑子) 先程、全協でも数点聞かせていただきましたが、他の議員さんからも質問のあった中でこの今、埋め立てるその土地の地盤が田んぼでそして水脈も通って

いるような柔らかいところなので、そのへんの含水の多い土地を入れ替えたなら非常に高くつくということからそれはしていないと。じゃあそれ安ければいいっていうものじゃないと思うのです。やはりこれは土台ですからきちとした少々その土台の部分にお金がかかろうと安全で安心なものをつくるためには、そういうところにはお金をかけていくべきではないかと思います。そういった中でまずお聞きしたいのは、これその地盤沈下がどのような形でね、雨が1回降るごとに、そして何年経ったらどうなるかとかそういうふうな難易度、この土地の調査っていうのをされていますか。されていたらそのへんのところを教えてください。

それから前にも申しましたが液状化について、やはり水脈が通っているようなところは非常に、もし地震等が揺れた時に液状化を起こしている事例もある中で、この液状化については、前にも申しましたが国や県でも公共事業を取り組むときには、今その調査もしていくっていうことをなさっている訳ですから、そのへんのところの液状化についての調査はどうなっていますか。それもお聞かせください。この先ず2点お聞かせください。

議長（山下松一） 新清掃工場建設室長。

新清掃工場建設室長（夏秋佳生） 地盤沈下の件につきましてですが、一定、何年かは自然圧密をしていくという状況の中では詳細に何年経ったらどのくらいという調査はしておりません。いずれにしても自然圧密が数年続くものと考えておりますが、それと液状化については特に調査は行っておりません。

議長（山下松一） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 前にもその危険性を考えて安全で安心なものをつくるためには、是非そういった調査もするべきであるということも議会で申し上げていますが、していただいてないと。これはどういうことなのでしょう。先程部長が大丈夫やと思っていた。そんなに軟弱とは思っていなかったとかね。そういうふうなことが起こってくる中でやはりそのために調査して、きちとした、確たるものを持ってこういう大事業には取り組んでいかなければならないと思います。ですからこの調査をやってください。

先程も造成の事業に関わって何故、随意契約のことを聞かしていただいたか。私たちは、議会に報告、これはしないでいいとか、諮らないでいいとか、そういうものじゃなくって先日の12月9日に、地方新聞にこれは私たちが知る以前にね、伐採契約

発注に疑惑なんてこと書かれてますでしょう。その中ではこの随意契約については、やはり今現在伊賀南部組合議会の副議長をなさっている中岡議員。そしてその方が森林組合の副理事長であることから随意契約になったのではないかなんて。こんな疑がわれることも書いてある訳ですね。だからそういった市民の間でも疑われたり、議員も知らない間にそういった随意契約をしていたりね。何も一体の工事の中でやることですから、この部分は分離にして理由は資源のことを考えたり、そしてそういう産業廃棄物うんぬんのそういう説明もありましたけれども、そういう理由があるからこういうふうに随意契約をしていくということを事前にきちっと言っていただくことを今回約束してください。やはりこういういい加減な市民から疑われたり、新聞にも載せられるようなことになるということは、非常にこれ中岡議員にも迷惑をかけている話なのです。そのへんのところ、こういう新聞に出て当局は見てないはずないでしょう。どのようにお考えなっているのか教えてください。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場建設担当部長（山崎幸雄） 議員ご指摘の新聞の件でございますけれど、これにつきましては、地方自治法の92条の件だと考えておりまして、これは「議員の兼職の禁止」ということでございまして私共は当然契約者として指名の出ております指名といえますか、入札の参加申し込みの出ております伊賀森林組合と契約をさせていただいた訳でございまして新聞との報道とは若干ニアンスが違うかこのように思っております。

議長（山下松一） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 私は今、法律的に何か選挙法のことお答えいただきましたが、そういうことを聞いているのではないのですね。私が聞いているのは、こういう随意契約にもっていく先程も指名業者が申し込んで、だからそこにちゃんと正当に下ろしたって、これね、だから最初全協でも言ったのは一般競争入札にしておけばこういう問題のことも言われなくて済むのですよ。やはり公平でなければならないと思うのですね。市の関係で補助金も出している。そういうところやから有利に仕事持って行くって。そんなの何か国の方でも色々言っている、市の出先機関やから有利にしていくっていうのと同じやないですか。だからもっと公平に物事をしていけば、こういったことも競争入札にしてください。本当に今、色んなこういった事業が少なくなってきた名張の市内の中小企業の方なり色んな企業の方がどんな仕事でもやらして欲

しいっていう希望を持っていられるのです。そういうことを考えたら公平に皆さんに説明のつくようなやり方でこれからは物をやっていただくことをお願いしておきます。以上です。

議長（山下松一） 中岡久徳議員。

議員（中岡久徳） 1点ですね建設の用地のこと、皆さん工事にかかることですが、50センチから3メートルか3メートル50の下はですね、どのような硬い支持基盤があるのかちょっと教えていただけますか。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場建設担当部長（山崎幸雄） ボーリング調査の結果8メートル下に支持基盤といいまして硬い岩盤がございます。そこに基礎を打ちつけたいと、このように考えております。

議長（山下松一） 中岡久徳議員。

議員（中岡久徳） 一般に原子力発電所、原発の施設なんかは岩盤のところを見つけてそこに建設すると聞かせてもらっています。8メートルというとパイルでも10メートルぐらいのパイルでも一般にいうたら普通でございます。それで充分持つと思うのですけれども再度ですね土もこういう追加工事を行って間違いないと思うのですけれどもこの議会でもう一度これだけ工事したらですね、次は本体工事のピットって言うのですか、あれは10メートルまで掘ると聞かしてもらっています。それも支持基盤になるのと違うのかなあと思うのですけれどもその2点をもう少し説明していただきたいです。

議長（山下松一） 清掃工場建設室長。

清掃工場建設室長（夏秋佳生） 全協も申し上げましたが支持層を確認するために標準貫入試験をやっております。その場合N値というのですが50を超える支持層が先程申し上げました8メートルから12メートルのところにはもう60越えたN値の数値が出ておりましてそこについては、一般的にはもう高い構造高建築物が建てられるという地層になっております。そういった深さのところは12メートル。計画地盤より12メートルのところにはもう既にN値が測れない状態になっておりますので、先程中岡議員から話もありましたが10メートルを越えたところの深さにピットをつくっております。従ってピットの底、基礎の部分がその支持層の上に乗るという状態になるというふうに考えております。そういったことでは大きなコンクリート構造物であ

るごみピットがその支持盤で支えられたままで建っていくということですので一定安定したごみ処理施設が出来るのかなあというふうに考えております。

議長（山下松一） 他にございませんか。宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） 先程の全協でもお聞きいたしましたけれども過日の決算議会の全協で「随意契約はあるかないか」と、「ない」と、いうご答弁いただいたつもりです、私は、その中で今こうして又 1,400 万の追加工事の議案が出てきたところでございます。そこでお聞きいたしますのは、この平成 18 年 7 月の契約に基づいて今追加の契約になっておりますけれど、どの議員からもありましたけれども、この工事におきまして随意契約とそしてこの工事の請負契約とどうして分けたのか。立木の伐採と同じようにしていけば不透明さもなくなるし、そして随意契約の方は、委託費の中で上限が 50 万と全協のところでご答弁いただきました。50 万を越える場合は、基本的には入札制度を用いると。そしてどうしても入札制度を用いない場合は、災害復旧とかその業者 1 件しかないとかいうときに随意契約にしていくと。しかしながら他の業者がいるにも関わらず、どうしてこの工事請負契約と分けて随意契約にしたのか。ここに何か不透明さが市民から見た場合見えてくるのではないのか。過日の全協にも前にある一市民から私にどうして立木の伐採だけは随意契約にしたのか。そして私が質問させていただいたら全協で「ない」と、なかった以上はそれ以上本議会で私も聞くことはできませんでした。しかしながらこの本会議に入る前の全協に 260 万余りの随意契約があったと。今、私が質問させていただいたことについてご答弁をよろしく願います。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場担当部長（山崎幸雄） それでは宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。立木等伐採しそれを運び出さないかぎり造成工事に着手することができない状況でございました。敷地造成に要する工事期間や発注の手続、或いは契約とかそれから議会での議決等を考慮すると早期に着手する必要があったとこういうことでございまして又造成工事と分離発注すると共に事務手続の期間を短縮するために随意契約方式による発注事務を行なってきたところでございます。それから伊賀森林組合に随意契約をさせていただいたという件でございしますが通常立ち木を伐採した場合、これは土木工事の一般的なことでございますが伐採した立ち木は産業廃棄物として処分をされることとなります。しかしながらその伐採処分方法によりましては資源として有効利

用が可能となる訳でございます。その伐採及び処分方法に精通しております伊賀森林組合に委託することによりまして資源の有効利用が図れるとこういうことで契約さしていただいた訳でございます。ご承知のとおり全協でも言わせてもらったとおり伊賀森林組合といいますのは伊賀市、名張市が出資している法人でございます。その支援の一環としてもあることにご理解いただきたいと、このように考えているところでございます。

議長（山下松一） 宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） 一応ご答弁いただきましたけれども、そうしたら他の業者は、資源として活用できない業者ばかりという理解でよろしいか。伊賀森林組合だけが資源に再利用できる業者であって他の業者はできないと限定したということですね。今の答弁は、やはり色々ご答弁できますけれどもそれが本当に市民に理解できるかどうか。やはり最初からやはり基本通り入札においてはここまでは上限ですよ、随意契約の、これ以上は、上限は入札制度用いると。そして少しでも安い業者に任せると。これが基本ですよ。その基本を外した中で随意契約。ご答弁いただいてもやはり理解できない。やはり透明性のある形の中でこの事業を完成していただきたいと。市民の疑惑も払拭した中でやはり進めていただきたいと。ご答弁よろしくお願いいたします。

議長（山下松一） 清掃工場建設担当部長。

清掃工場建設担当部長（山崎幸雄） 再度の質問にお答えしたいと思います。これは治山林道の歩掛けというのがございまして、この中で1平米あたりの伐採単価がございまして。これは共通歩掛けでございまして平米あたり80円ということでございます。従いまして森林組合の方は見積りいただいたら平米単価50円ということで市価より安いとこういうこともひとつの理由でございました。

議長（山下松一） 宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） 今、森林組合に随意契約すればかなりの利点があるということでご答弁いただきました。しかしながらこういう工事行なう場合には、あえてこの本会議の場で言いませんけれど次の本工事に入る前に色々工事についても問題があるのでないかということも聞いております。利点も、いい部分もあれば悪い部分もあるはずで。そのことを言わせていただて質問を終わります。もう答弁ありません。

議長（山下松一） 他に質疑はございませんか。石井政議員。

議員（石井政） 先程から色々議論がある訳ですけれども、この請負業者がその土地の

土壌改良が必要であるとそれを聞かれた時に率直にどのようにこう思われましたでしょうか。又、もう一点はですねこの価格が妥当な価格なのかどうかということをごどれぐらいの認識で判断されたのか、まずその点お聞かせいただきたいと思います。

議長（山下松一） 清掃工場建設室長。

清掃工場建設室長（夏秋佳生） 先程も申し上げておりましたとおり私共の想定では当初は、工事がこのままで可能であるという想定をしておりました。そんな中で実際に現場へ入り出した段階で昨年からの耕地がつかられてないという状況の中では水切りがされてないということで含水比が高いという状況の中で作業効率が落ちるということで判断をし、実際にその貫入試験も行いながらやってきているわけなのですが貫入試験を行なった中でどの程度の改良剤を混ぜるとちゃんとした数値が得られかということで貫入試験も行なってきておりますのでそういったことで適正にその改良措置を行なってきておりますので金額的には、その改良に関する必要量、或いは金額については私共の設計金額或いは試験の結果でやっておりますので適性にやって来たというふうに考えています。

議長（山下松一） 石井政議員。

議員（石井政） この新清掃工場に関しましてはですね建設用地の位置決定の問題から随分市民の皆さんにもご心配なりご不安をかもしだしているところでございます。今日のこの土壌改良の問題につきましても土木工事というのは非常に一般の素人が考えて安易な判断はできないと思うのですけれどもまあこの重機を入れることについての安全性とかいう問題についてももう少し市当局とですね組合当局とその事業者の間でね、もう前段でやっぱり詰めていく必要がなかったのかなあと。市民の側から見ればですね非常にこう色々なアクシデントがある訳で、組合当局におきましてもですねご苦労されていると私も思っております。しかしながら市民の側から言いますとね、なかなかこう理解しがたいというのですか、そういうふうな思いを持っておられることも実は事実なのですね。そういう意味でこれは建設して行くことに関しまして随分期間も色々な入札談合の問題がその参加者、参加の事業主体がですねそういうことがあったりして、どんどん、どんどん狭まっているというタイムリミットが非常に狭まっているということで、いたずらにこのこれ以上遅らすということも我々組合議会としてはですねそれはやはり行かないだろうというふうに思いますけれども今後やっぱりこういうアクシデントが起こるかもしれない訳なのでそういう点では本当に組合当局の方、

皆さん方がですねしっかりと事前の中で業者との詰め段階にしましてもですね、しっかりと詰めて行っていただきたいなど。もうこれ以上のアクシデントはもう我々としても本当に望まない訳ですので、その点について管理者、ご所見をお聞かせください。

議長（山下松一） 管理者。

管理者（亀井利克） 色々ご心配をおかけいたしておる訳でございますけれども今後もそういう誤解のまねかないように、又、十分な精査の中で又、十分な管理、監督の中で工事がスムーズに運ぶように最大限の努力をいたして参りたいというふうに思います。

議長（山下松一） 他にございませんか。

無いようでありますのでこれをもって質疑を終結いたします。

（議員宮崎由隆退席）

これより討論を行ないます。梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 第149回臨時議会において議案第14号、新清掃工場建設に伴う敷地造成工事変更請負契約の締結について梶田淑子反対の立場から討論いたします。

私はこの敷地造成工事請負契約の時点で水脈が通っており周辺の山からの雨水が全て流れ込んでくる。このような場所にある田んぼを埋め立てる。液状化は大丈夫か。地質調査はどうなっているか。東海地震が言われている中で震度4ぐらいでも液状化が起こる可能性がある。きっちりと調査をするべきである。田んぼを埋め立てて日数も置かない間に工事にかかるのは地盤沈下を考えた時に危険であると何回も議会の場で申し上げました。このたびの請負契約の変更はまさに心配していたことが事実となって判明したのと同じです。ただ単に1,493万8,350円の増額というだけの問題ではございません。これから先、まだまだ45億を越える本体建設工事にかかります。このような軟弱な土地にこのまま工事にかかることは危険であり、又、予想外の請負工事変更が何度も起こるとしか考えられません。このさい現工事をストップして今一度ボーリング調査や地質調査をして地質の難易度を調べ液状化の調査もしてください。その上で工事にかかるべきであると考えます。20年6月には青蓮寺の現焼却場の稼働を止めると明言されている中なのでですから工期が数ヶ月遅れようとごみの処理はどこかにお願ひできるのですからこのまま工事に入って後で不備を起こすことよりも始めに安心、安全、完璧な計画のもとに工事は進めるべきであると考えます。本日の質

間に対する答弁から見ても余りにもいい加減でこのままでは信用できません。これからまだまだ本体建設工事に入った時にどのようなことが起こるか非常に不安です。先程のご答弁の中でもこの今の土地改良する支持基盤が8メートル下にあると。でもその支持基盤というのは岩です。8メートル平なところに支持基盤がある訳ではございません。きふくがある訳ですね。そのへんもどのように考えているのかなあと。又、これから本体工事に入った時には前の説明では16メートル下に支持基盤があるということも聞かしていただいております。これは非常にこれから工事をなされる中でどんなことが本当に起こってくるか。ここは議員としてもよく責任をもって工事の流れをチェックしていく必要があると思います。私自身が納得できないことは市民の皆様にも説明できず納得もしていただくことはできません。市民のために安心、安全な清掃工場を建設に向けてより慎重に工事をすすめるために今一度基本に戻り地質調査、地盤沈下の問題、液状化の調査をするのが専決であると考えます。

議員の皆様にもこの事の重大さをご理解いただき慎重なご判断で私の意見にご賛同賜りますようお願いをいたします。以上で反対討論を終わります。

議長（山下松一） 樫本勝久議員。

議員（樫本勝久） 私は議案第14号、新清掃工場建設に伴う敷地造成工事変更請負契約の締結につきまして賛成の立場から討論をいたしたいと思っております。

新清掃工場は、工場の建設は快適な市民生活を形成するために欠かすことのできない基本的なインフラ整備であり、青蓮寺にあります現清掃工場の老朽化と操業期限等の関係から平成20年7月稼動を目指し名張市、伊賀市の両市議会、並びに組合議会で幾度にもわたり慎重、審議を行い今日まで取組んできた事業であります。この新清掃工場建設に伴う敷地造成工事はごみ処理施設等の本体工事に先立ちまして伊賀市奥鹿野地内に先に取得した用地3.3ヘクタールの敷地造成を行なうものであり、本年7月13日開会の第147回臨時議会において工事請負契約の締結について議決を行なってきたところであります。今回の同工事の変更請負契約につきましては土壌の運搬作業をはじめとする、建設機械による作業能率を確保するために表層部において土壌改良を行なってきたこと。更に敷地の有効利用を図りゆとりある動線を確保するために、調整池の大型ブロックの積上げ高さの変更等、主な内容であります。いずれも必要でやむを得ない内容であり適正であると判断するところであります。又、本体整備工事である新清掃工場建設については先の全員協議会で作業工程について説明があっ

たとおりいよいよ年明け3月には現地での工事に着手、平成20年7月には試運転及び調整稼働を含めごみ処理を行っていくとのことであり現清掃工場の立地操業期限の厳守に向け全力で取り組んでいる状況にあると判断いたすところであります。これまでの名張及び伊賀市の両市の議会並びに組合議会での審議過程を踏まえると新清掃工場の期日完成に議員が理解を示すべきと考えます。こういったことから今般の敷地造成工事については予定している工期内で無事、完成出来るよう、更に引続いて本体整備工事についても計画性を持った施行管理、現場管理に取り組んでいただくとともに安心、安全の施設づくりに向け、一層努力される事を強く要望致しまして私の賛成討論といたします。どうぞ議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

議長（山下松一） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（議員起立多数）

起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

（議員宮崎由隆席に着く）

~~~~~

日程第7 議案第15号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山下松一） 日程第7、議案第15号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議長（山下松一） 議案を朗読させます。議会書記長。

（議会書記長が議案朗読）

議長（山下松一） 提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第15号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、欠員となっております公平委員会委員に山中美代子氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、山中氏は、昨日の任期満了日まで当組合の公平委員会委員を勤められており、地方行政に豊富な経験と深い見識を有し、また、人格が高潔で公平委員

会委員としてまさに適任者であると確信し、委員をお願いするものでございます。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（山下松一） これより質疑を行ないます。質疑がないようでありますからこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（山下松一） 以上をもちまして、本組合議会臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成18年12月伊賀南部環境衛生組合議会第149回臨時会を閉会いたします。

午後2時53分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員